

## 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 規約第7条第3号の統計調査の結果は、<u>次に掲げるものとする</u>。ただし、事実確認が可能な統計調査の結果がほかにもある場合には、当該調査の数値も用いることができる。</p> <p>(1) 生産台数（日本国内において生産された二輪自動車の台数）  <u>一般社団法人日本自動車工業会調べ</u></p> <p>(2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された二輪自動車の台数）  <u>一般社団法人日本自動車工業会調べ</u></p> <p>(3) 小型二輪の国内新規検査台数  <u>一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ</u></p> <p>(4) 軽二輪の国内新規届出台数  <u>一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第17条 規約第7条第4号の数値は、<u>次に掲げる数値とする</u>。</p> <p>(1) <u>道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第62条の3第1項の規定による型式の認定を受けた新車にあっては、次のいずれかの数値。ただし、平成24年10月1日前に型式の指定又は認定を受けた新車にあっては、その申請書類に燃料消費率として記載した数値</u></p> <p><u>ア その申請書類に燃料消費率として記載した数値及びその申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値</u></p> <p><u>イ その申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 規約第7条第3号の「<u>統計調査の結果</u>」は、<u>次のとおりとする</u>。ただし、事実確認が可能な統計調査の結果がほかにもある場合には、当該調査の数値も用いることができる。</p> <p>(1) 生産台数（日本国内において生産された二輪自動車の台数）  <u>社団法人日本自動車工業会調べ</u></p> <p>(2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された二輪自動車の台数）  <u>社団法人日本自動車工業会調べ</u></p> <p>(3) 小型二輪の国内新規検査台数  <u>社団法人全国軽自動車協会連合会調べ</u></p> <p>(4) 軽二輪の国内新規届出台数  <u>社団法人全国軽自動車協会連合会調べ</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>第17条 規約第7条第4号の数値は、<u>次に定めるものを用いるものとする</u>。</p> <p>(1) <u>道路運送車両法第75条第1項又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第62条の3第1項の規定による型式の指定又は認定を受けた新車にあっては、その申請書類に記載した数値</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p>

## 附 則

この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。